

## ④ 給水装置工事の検査について

給水装置工事の検査について説明します。

## **給水装置工事の検査は、**

給水条例等に基づき、設計図書及び竣工図と対照して現地確認するもので、下記の2つがあります。

- 1. 主任技術者が行う検査**
- 2. 管理者（水道局）が行う検査**

### **検査の種類**

#### **(1)竣工検査**

竣工図と現地との照合及び水圧試験を行う検査。

※令和6年1月より、しゅん工図（第3号様式）での検査となりました。

#### **(2)中間検査**

竣工検査時に確認できない部分及び道路配管等で竣工検査時に確認できない場所並びに水圧試験を行う検査。

※分岐立会も中間検査の取り扱いとなります。

#### **(3)再検査**

竣工検査及び中間検査において、不適合の部分がある場合に再度行う検査。

## **工事検査の方法について**

### **1 水圧試験**

① 水圧試験は、現地及び写真検査等により行う。

※試験圧力及び加圧時間

※1.75MPa (17.5kgf/cm<sup>2</sup>)

試験圧力	加圧時間
1.75MPa	1分間

※配水用ポリエチレン管での施工の場合は、局の水道施設工事共通仕様書に準じます。

### **2 図面の確認**

給水管の管種・口径・延長・配管・メーター位置等について、現場と照合する。

### **3 材料及び用具の確認**

使用材料・使用用具は、性能基準適合品の確認を行う。

### **4 機能検査**

水圧試験後に機能検査を行う。

### **5 埋設管及び隠ぺい配管の確認**

- ① 現地確認において、検査ができない場所は、工事施工中に写真撮影を実施すること。
- ② 現地掘削による目視確認を行う。
- ③ その他必要に応じ確認を行う。

## 1. 主任技術者が行う検査

- ①主任技術者（指定事業者）は、しゅん工図書の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
- ②給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を清浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

※指定事業者すなわち主任技術者の方は、工事完成後、各種書類と図面を作成し、これらの書類検査や現地検査（いわゆる自社しゅん工検査）を行い、当該給水装置が「水道法」で定められている構造、材質基準に適合しているのか、さらには、水道局の基準にも適合しているのかをしっかりと確認して頂くことになります。

給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することができます。

給水装置の使用ができないことになり、申請者等に迷惑をかけることになりますので、確実な自社検査をお願いいたします。

その後、給水装置の使用開始に先立ち、事前に管内洗浄や通水試験、水圧試験及び水質の確認を行っていただきます。

## 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。</li> <li>工事箇所が明記されていること。</li> </ul>
平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位が記入されていること。</li> <li>建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。</li> <li>道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。</li> <li>隣接家屋の境界が記入されていること。</li> <li>分岐、止水栓位置のオフセットが記入されていること。</li> <li>隠ぺいされた配管部分が明記されていること。</li> <li>各部の材料、口径及び延長が記入されており、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。</li> <li>②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)</li> </ul> </li> </ul>

## 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/l以上
臭気	視察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

## 現地検査

検査種別・項目		検査の内容
屋外検査	1 分岐部オフセット	・正確に測定されていること。
	2 メーター、メーター用止水栓	・水道メーターは逆付け・片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針、取り替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障がないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	4 管延長	・竣工図と整合すること。
	5 きょう及びます類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6 止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2 接合	・適切な接合が行われていること。
	3 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2 接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験 (1.75MPa)		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。
水質の確認		・残留塩素の確認を行うこと。

## 図面の作成について

図面は、給水する家屋などへの給水管の布設状況などを図示するものであり、維持管理の技術的な基礎的資料として使用するものです。

したがって、製図に際しては、誰にも容易に理解しうるよう表現することが必要であるため、以下の項目を熟知して作成してください。

### ◎記入方法

#### (1) 表示記号

管種	記号	管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋳鉄管	CIP	ステンレス鋼管	SSP
耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP	ゴム輪型耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	RRHIVP	硬質塩化ビニル ライニング鋼管	SGP-V
硬質塩化ビニル管	VP	ポリエチレン管	PEP	ポリ粉体 ライニング鋼管	SGP-P
鉛管	LP	銅管	CP	石綿セメント管	ACP
ポリブテン管	PBP	配水用 ポリエチレン管	HPP		

名称	図式記号	名称	図式記号	名称	図式記号
仕切弁		私設消火栓		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メーター	
逆止弁		ハンドル付 バルブ類		口径変更	
ボールタップ					

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具		その他		混合水栓	

注：ここで、その他とは特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器  
ウォータークラー、電子式自動給水栓などをいう。

名 称	受 水 槽	高 置 水 槽	ポ ン プ	増 壓 ポ ン プ
記号及び符 号				

名 称	新 設	既 設	撤 去	廃 止
線 别	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す	
記入例				

## (2) 図面の種類

- ① 位置図 給水（申込）家屋、付近の状況等の位置を図示したもの
- ② 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの
- ③ 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの

## (3) 文字

- ① 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。
- ② 文章は左横書きとする。

## (4) 縮尺

- ① 平面図は、縮尺1/100～1/500の範囲で適宜作成すること。
- ② 縮尺は図面ごとに記入すること。

## (5) 単位

- ① 給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、単位記号はつけない。
- ② 給水管の延長の単位はmとし、単位記号はつけない。  
なお、延長は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）までとする

## ◎作図

### (1) 方位

作図に当たっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

### (2) 位置図

給水（申込）家屋、施工路線、付近の状況及び主要な建物を記入すること。

### (3) 平面図

平面図には、次の内容を記入すること。

- ① 給水栓等給水用具の取付位置
- ② 配水管からの分岐、止水栓位置のオフセット
- ③ 布設する管の管種、口径、延長及び位置
- ④ 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）
- ⑤ 公私有地、隣接敷地の境界線
- ⑥ 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径（深さ）
- ⑦ その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）

### (4) 詳細図

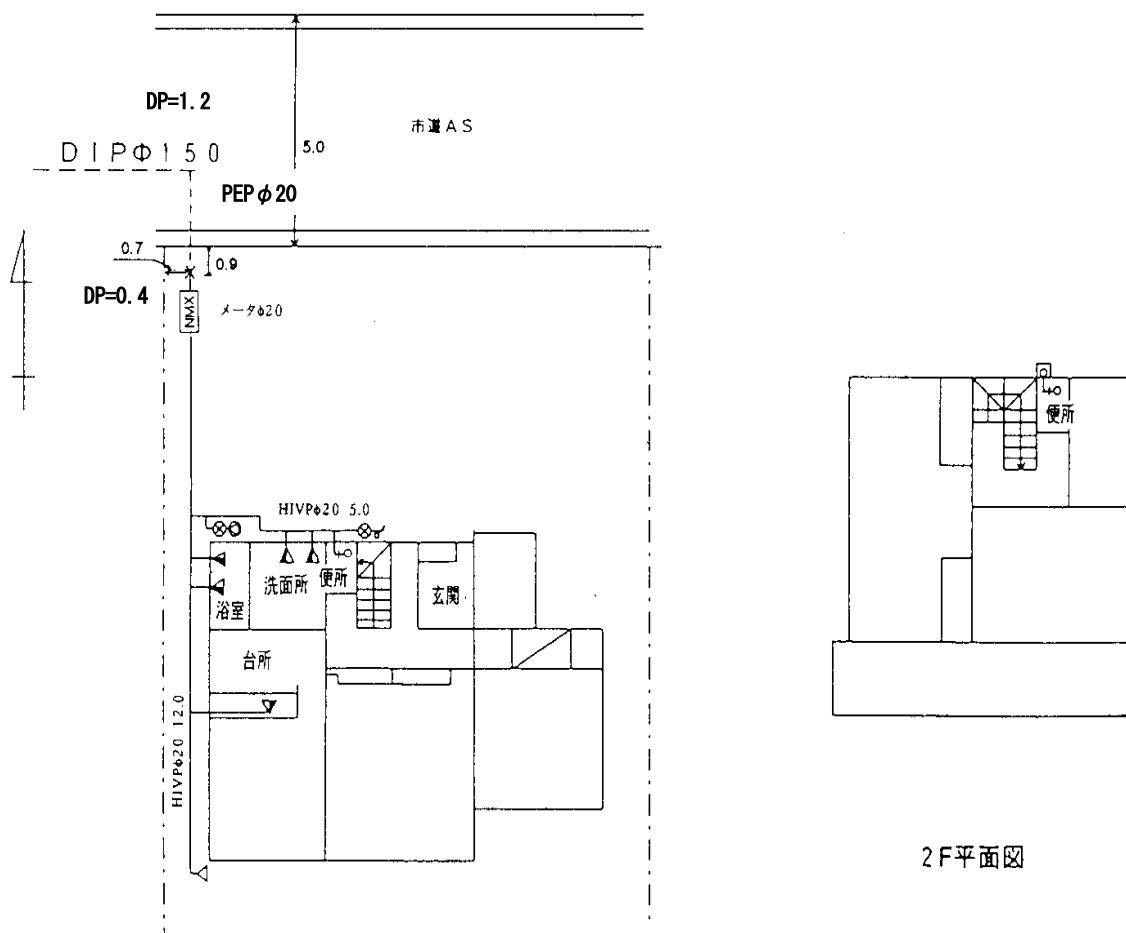
平面図で表すことのできない部分に関しては、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

宅地造成や口径40以上で延長が50m以上の場合は、空気弁や排気装置が必要となるため、地盤の高低を表示した縦断図を作成すること。

### (5) その他

受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以下に分けること。

## 参考



## ※図面作成の注意点

メーター上流については、管の埋設位置が明確に分かるよう、しっかりと管の曲りごとに管種・口径・延長を図面に記載してください。

また、メータ下流側の埋設管も管種と口径などを忘れずに記載してください。

全ての図は北を上にして記載するのが基本です。

位置図、平面図には必ず方位を入れてください。

まれに、方位記号が無く、それぞれが90度違った場合があります。図面判断が混乱しますので注意してください。

これにより、建物と給水管との位置関係が明確になり、現地検査および将来の維持管理のうえでも判断が容易になります。

次に位置図ですが、申請地が判断できるよう、主要道路や主だった建物名などを入れてください。

申請場所に関しては、引出し線や箇所を塗りつぶす・太枠で囲むなどして判りやすく表示してください。

しゅん工図面は、今後の給水装置の維持管理業務、将来の撤去・改造申請などに伴う調査や施工に活用するために使用します。

誰しもが給水装置の埋設状況や使用材料などを、明瞭・正確・容易に把握できるような図面作成とすることを心掛けてください。

## 2. 管理者（水道局）が行う検査

### 検査申込について

- ・指定事業者は工事完了後、給水装置工事検査申込書類（中間検査願書または完成届）とともに、現地と整合した、しゅん工図面及び資料等を提出すること。
- ・メーターの交付は、管理者が行う検査の合格後とする。
- ・メーターの交付時には、メーター取付票、使用開始届に必要事項を記入して提出すること。
- ・撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。

※工事の途中で実施する、分岐立会いのみの場合においても、中間検査願書を提出してください。

### しゅん工検査時のお願い

事業者の方は、申込者などへの物件引渡し前に、検査申込みをしてください。

提出された検査図書を確認し、不備がない場合は現地検査の日程を決めることがあります。

現地検査は、基本的に主任技術者の立会いにより、実施します。

皆さまにおかれましては、お客さまから「給水装置工事」を依頼され、見積から契約、申請、施工、完了、検査までの工程を経て、最終的に物件の引渡しに至ると思いますが、検査が終わってない段階で入居してしまうと、水道局の現地検査時、入居しているお客様に多大なご迷惑をお掛けすることになってしまいますので、ご協力をお願いします。

このような事態を未然に防ぐには、各関係者との相互連絡を密にし、しっかりと現場監理も含め、余裕を持った工程管理をする事が重要となります。

主任技術者の方々におかれましては、工事を進めて行くうえで様々な事案に遭遇すると思いますが、「国家資格者」としての誇りを持ち、その知識や技術を十分に発揮していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

※メーターは水道局から貸出している資産であるため、交付済メーターあるいは既設メーターを故意または過失等により、壊したり無くした場合は損害額（弁償金）をいただくことになりますので、注意してください。